

令和5年4月から学童保育所へ入所を希望する方、現在入所中・待機中の方へ

## 令和5年度学童保育所 入所申請受付



△学童保育所一覧



△民間学童保育所一覧



△入所受付について

令和5年4月から学童保育所へ入所を希望する方（現在入所中の方や待機中の方も含む）は、「令和5年度青梅市学童保育のしおり」を確認のうえ、申請してください。

**入所対象児童** 5年4月1日以降、市内に居住する小学1～6年生（転入予定を含む）で保護者が入所要件に該当する児童

**しおり、申請書等の配布場所** 子育て推進課（市役所1階）、各市民センター、市内の各保育園・幼稚園（5年度新1年生へ配布）、中央図書館、ネッツたまぐーセンター

※市ホームページからダウンロード可（2次元コード参照）

**申請方法** 11月16日～12月16日（必着）に次の書類を直接持参または郵送で子育て推進課へ

※土・日曜日、祝日の臨時窓口はありません。

▷令和5年度入所申請書兼児童台帳

▷就労証明書等の父母の入所要件を証明する書類

▷令和5年度青梅市学童保育所入所申請にかかる同意書

▷その他（必要な方のみ）

**育成料** 月額5千円

※別途おやつ代

※育成料を滞納している場合、利用者負担の公平性の観点から、入所選考において減点をします。

**学童保育所・民間学童保育所の一覧** 市ホームページ（2次元コード）参照

**民間学童保育所への入所** 運営はすべて民間事業者が行っているため、入所の詳細等については直接お問い合わせください。

**注意事項** 「令和5年度青梅市学童保育のしおり」をご確認ください  
▷入所選考の結果、保留（待機）となる場合があります。

## 令和5年度保育園等新規入所・転園申請受付



◁保育園  
募集状況

**令和5年4月新規利用の申し込み手続き** 4年度中に申請し、現在利用待機となっている方も、新たに5年度の申し込みが必要です。「令和5年度保育園等利用のご案内」を確認のうえ、申請してください。



**希望の保育園等の変更** 令和5年4月利用の申し込みをした保育園等の変更は、1月6日（金）までに手続きしてください。

**転園を希望する方** あらかじめ現況届を現在通園中の保育園等に提出し、12月1日（木）～令和5年1月6日（金）に手続きしてください。

### ★いずれも

**受付日時** 12月1日（木）～令和5年1月6日（金）

※1月10日（火）以降の申し込みは、第二次選考以降の取り扱いとなります。

**受付場所** 子育て推進課保育・幼稚園係、施設給付係（市役所1階）

**パンフレットの配布** 子育て推進課、各保育園、各市民センター、子育て支援センター、中央図書館

**注意事項** 各保育園等には定員があるため、希望する保育園等を利用できない場合があります。

**青梅市外の保育園等を希望する方** 利用を希望する市区町村に申し込み期日や必要書類等を確認のうえ、上記受付場所で手続きをしてください。

## 11月は児童虐待防止推進月間

### 子どもへの虐待や体罰は 法律等で禁止されています

問 子ども家庭支援課

児童虐待の相談件数は年々増加しています。しつけと称して行われる体罰がエスカレートし、深刻な虐待につながるものもあります。

**虐待かな？と思ったら下記へ連絡ください**

▷市子ども家庭支援センター ☎24-2126

▷立川児童相談所 ☎042-523-1321

▷児童相談所虐待対応ダイヤル電話189

※「通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

**児童虐待防止啓発動画（2次元コード参照）** をご覧ください

**虐待防止啓発コーナー**

11月16日（水）～30日（水）に市役所1階ロビーで虐待防止に関するパンフレットなどを配布しています。



## 来春小学校入学予定のお子さんがあるご家庭へ

### 新入学にかかる経費を援助します

問 学務課学務係

市では、経済的な理由により教育費の支出にお困りのご家庭に対し、給食費など就学に必要な経費の一部を援助しています（就学援助）。小学校入学に必要な経費の一部については、入学前に受け取ることができます。

援助を希望される場合は、「令和5年度就学時健康診断のお知らせ」に同封した資料をご確認のうえ、申請してください。

**提出期限** 11月30日（水）

※審査の結果、認定となった場合は、3月頃に支給となります。詳しくはお問い合わせください。



### 子ども・若者が健全に育つよう 環境づくりにご協力を

問 子ども家庭支援課青少年担当

ニート、ひきこもり、不登校、少年非行、いじめ、児童虐待、児童ポルノ事件など、子ども・若者をとりまく問題は、複雑化しています。解決には、地域住民の取り組みや参加により、子ども・若者を孤立させず、地域全体で支えていく社会を築くことが重要です。

子ども・若者が社会の一員として健全に育つよう、よりよい育成環境づくりにご協力ください。また、子ども・若者の薬物乱用や深夜徘徊などを見かけたら、110番へご連絡ください。

## ひとり親家庭の未来を明るく楽しく！！

### ひとり親家庭サポート講座 アーカイブ配信を行います



将来のこと、子どもの教育費など、未来について考える内容です。

申し込みした方は、後日（一社）日本シングルマザー支援協会のひとり親コンシェルジュに無料で継続相談できます。

**配信期間** 12月31日（土）まで

**対象** 市内在住のひとり親家庭の親、離婚を考えている親

**講師** 同協会代表理事 江成道子氏

**申し込み** 12月20日までに2次元コードまたは電話で子ども家庭支援課ひとり親福祉担当へ

